

## 平成30年度事業計画

平成30年度の司法書士業界の特筆すべき動きとしては、まず、年内に始まる予定の不動産オンライン申請の資格者代理人方式、すなわち不動産登記の完全オンライン化の開始が挙げられる。司法書士の登記業務の常識を覆す画期的な制度の創設であるとともに司法書士の職責が強く問われる制度であり、実施にあたっては万全の準備を進める必要がある。

また、本年度は、所有者不明土地、空き家、相続登記未了問題の解決に向け、政府が本格的に動き出す年になろうとしている。またそれは同時に相続登記のプロである司法書士が存在感を示す年であると言えよう。司法書士はその有する専門性を発揮しこれらの問題の解決に向け重要な役割を期待されており、社会のニーズに的確に答えていく責務がある。3年目を迎える法務局と土地家屋調査士会との「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」の活動を発展させるほか、関係諸団体とも連携し、大きな社会問題になっている相続登記の促進について会を挙げて強力に事業を推進していきたいと考えている。

そうした視点を踏まえ、平成30年度の当会事業の基本方針としては、昨年に引き続き「広報活動の強化」と「相談事業の拡充」を連携させながら、より一層市民の法的ニーズに的確に答えた事業を推進し、司法書士としての社会的責務を果たしていきたいと考えている。

また、研修会を通して会員の「職業倫理、執務管理ルール徹底」を図るとともに、2年後に施行される民法の債権関係の120年ぶりの大改正、国家IT戦略の柱組みであるオンライン資格者代理人方式など、時代の変化と要請に臨機応変に対応すべく、絶えず研鑽に励みスキルを磨き、司法書士の社会的信頼性の向上に努めていきたい。

なお、事業遂行にあたっては、費用対効果を常に念頭に入れ、メリハリをもって予算執行を行っていくことは当然のことである。

昨今、司法書士は社会の様々な分野で期待され拠り所とされている。私たち司法書士はそうした社会からの要請に応え、職責を果たしていかなければならない。

成年後見センターリーガルサポート、鳥取県司法書士政治連盟、そして新たに昨年度設立された一般社団法人鳥取県公共嘱託登記司法書士協会とも連携し、社会のため司法書士制度の発展のためそして個々の会員のため執行部一丸となって事業を推進していく所存であり、会員各位にはより一層積極的な会務への協力参加をお願いしたい。

## 【総務・財務部】

1. 経費の節減と適正かつ効率的な支出に努める。
2. 資産・情報の保全管理に努める。
3. 会館の有効かつ適正な運営管理に努める。
4. 事務局の負担軽減に努める。
5. 会員証の様式を見直し、発行及び更新交付を行う。
6. 補助者証の発行及び更新交付を行う。
7. 職印証明書の適正な交付管理に努める。
8. 会員必携を電子化して発行する。
9. 会員の業務に関する「紛議調停規則」の適正な運用に努める。
10. 業務損害賠償保険に関する「事故処理委員会規程」の適正な運用に努める。

## 【企画広報部】

1. 相談会の実施事業
  - (1) 常設電話相談を実施
  - (2) 東中西各地区で無料面談相談会を実施
  - (3) 他士業、法務局との合同相談会を実施  
鳥取県士業団体連絡協議会主催の暮らし・経営なんでも相談会  
未来につなぐ相続登記プロジェクト相談会等
  - (4) 日司連・中プロ主催の相談事業に協力
  - (5) 相談員のための研修・意見交換会を実施
2. 講師及び相談員派遣事業
3. 制度及び活動広報事業
  - (1) 司法書士制度及び業務の広報の充実
  - (2) 鳥取県司法書士会調停センターを広報面で支援
4. 法教育・消費者教育事業
  - (1) 高校生のための法律教室
  - (2) 高校生以外を対象とした法律教室の企画
5. 法テラスとの連携・協力を行う
6. 所有者不明土地問題及び空家問題対策事業
7. 成年後見制度の利用の促進に関する事業

## 【研 修 部】

### 1. 総合研修会

総合研修会は、研修の質的側面の充実を図る観点から、研修の内容や方法に検討を加え、多数の会員が参加できるように配慮して開催する。

### 2. 法令実務研修会

法改正の有無、会員の要望、開催時期の問題、他の事業との関連、他団体との共催の可否などの諸事情を勘案し、必要に応じて随時開催する。

### 3. 地区研修会

会員が参加し易いように東部、中部、西部の3地区に分れて、地区の独自性を活かした研修会を開催する。必要に応じ、統一テーマによる研修会も検討する。

### 4. 裁判実務講座

裁判所等の協力を得て、講義内容、講師を検討のうえ、必要に応じ開催する。

### 5. 日司連関係研修会

- (1) 登録後一定期間を経過した会員を対象とする日司連年次制研修会を開催する。
- (2) 日司連主催の中央研修会、専門業務研修会、地域開催一般業務研修会、裁判実務セミナー、消費者問題対応実務セミナー、専門分野習得研修プログラム等の受講を推奨する。

### 6. 中国ブロック研修会

今年度は岡山県で開催されるが、会員の積極的参加を促す。

### 7. 日司連の主催する中国ブロック新人研修会の運営に協力する。

### 8. 新入会員（者）研修

- (1) 新入会員を対象に、新入会員研修会を開催する。
- (2) 新入会者のうち、希望者を対象に、新入会者配属研修を実施する。
- (3) 新入会者に対し、日司連の主催する以下の研修会への参加を奨励する。
  - ① 中央新人研修
  - ② 中国ブロック新人研修会

### 9. リーガルサポート研修事業との連携

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと連携した研修事業を行う。

### 10. 特別研修への協力

日司連の主催する司法書士特別研修の運営に協力する。

### 11. 研修単位の認定

研修単位の認定、管理、会員への取得単位の通知及び12単位未達成者への単位取得要請を行う。

### 12. 研修12単位未達成者及び年次制研修会欠席者に対する研修受講勧告を行う。

## 【調停センター】

1. 調停手続の実施
2. 調停手続の利用促進及び調停の円滑な実施のため、次の事業を行う。
  - (1) 一般向け及び会員向けの広報
  - (2) 研修の実施

## 【月報編集委員会】

1. 毎月1回発行する。
2. 当会、日司連、ブロック会、その他の会議・活動報告等及び会員へのその他の伝達情報を掲載し、各種情報のタイムリーな伝達に努める。

## 【非司法書士排除委員会】

1. 法務局からの委嘱に基づく非司法書士実態調査に対し協力する。
2. 非司法書士排除の啓発活動、会員・法務局・裁判所等からの情報提供・収集等の方法により、司法書士業務を行い得ない者でありながら司法書士の業務とされている事務を反復継続して行っていると思われる者の不正を糾し、司法書士の業務執行の適正を期し、もって国民の権利の保護を図るための活動を行う。